

新潟市告示第318号

掲示期間 R8. 4. 10－R8. 4. 19

騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の地域類型を当てはめる地域の指定（令和7年新潟市告示第323号）の一部を次のとおり改正する。

令和8年4月10日

新潟市長 中原 八一

地域の類型を当てはめる地域は、別図「騒音に係る環境基準の地域類型指定図」のとおりとする。

なお、別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。